

1 一方、大震災に見舞われた後においては、早急な支援が
2 求められる。そのためには、A県内に残る可能性がかなり高
3 い国民を通じて、A県内の経済復興を図る必要があると
4 言える。したがって、支給に国籍要件を課すという手段は、
5 早急な打開策として、目的との間にも合理的関連性は認め
6 られる。

7 (4) 以上より、本件条則3条1号は14条1項に反しない。

8 3. 私見

9 (1) まず、14条1項後段の別号事由については、生まれつき人の男
10 子かではどうなることもできる境遇のことも示し、「人種」も
11 こっつに当てることと解される。そのため、国籍においては、事後的
12 な変更が効くものとして、「人種」には該当しない。~~また~~
13 上記事由に該当しないからといって、合理性の欠く不当な差別
14 は許されない。一方、被告の主張するように経済復興には
15 ある程度の迅速性が求められ、行政側にも財源としての
16 限りはある。

17 ここで、目的が^{重要}~~至~~手段の間で実質的関連性が認め
18 られるかを判断する。

19 (2) 本件の場合、A県内での経済復興を図ることが本件条則
20 の立法目的である。そうすると、A県内での復興を図るために
21 は、A県内に残る人間を優先的に支援する方が早期の
22 復興を図る上では効果的であり、国籍要件を課すことは、
23 必要であると言える。したがって、目的は重要である。